

# 伊方町農業支援センターだより

*Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's*

## 地域農業振興に向け 更なる町とJAの連携強化

西宇和農業協同組合代表理事理事長  
伊方町農業支援センター運営協議会会長

にし もと みつ とし  
**西 本 滿 俊**



皆さまにおかれましては、日頃から伊方町農業支援センター活動、またJA事業各般に亘って格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は安倍首相が打ち出した“3本の矢”を柱とする経済政策（アベノミクス）効果から国内景気は回復基調にあるものの、反面、農政面ではTPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加が表明されるなど、我々、農業団体や農業者にとって重大な局面を迎えております。例外なきTPP締結は、さらなる食料自給率低下を招くことは明らかです。「TPPとは何か」、長期的視野に立った“国益”に繋がる政治判断となるよう、引き続き系統組織を大結集し対処する所存であります。

また、管内農業にとって、担い手不足・園地保全対策など待ったなしの状況下にあります。これらに対処するため農協では農地集積円滑化事業の団体資格を取得し、特に伊方町においては、他に先んじた農業支援センターの設置により、町をはじめ農業関係団体が一体となって地域農業振興を推進いたしております。引き続き、町とJAの更なる連携強化で地域農業の支援充実を図ってまいります。同センターの活動、運営につきましては皆様の変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### — CONTENTS —

#### 1. ごあいさつ

西宇和農業協同組合代表理事  
伊方町農業支援センター運営協議会会長  
**西 本 滿 俊 氏**

#### 2. 平成25年度伊方町支援センター 役員・スタッフと担当業務紹介

#### 3. 認定農業者協議会・青年農業 者協議会総会・役員紹介

#### 4. みんなで取り組もう 人・農地プラン、 「農地を守り、有効活用を」

#### 5. 各種補助事業紹介 (国の事業・県の事業・町の事業)

#### 6. 雇用者を雇う前に「労災保険」 に加入しましょう

#### 7. ~若い農業者の皆さんへ~ 保険料の国庫補助で 老後の安心を!

#### 8. 農作業のお手伝いさん募集!!

#### 9. 伊方町農業者 「ニューフェイス」紹介 浜西貴陽さん(三崎)

#### 10. 求人・求職申込書(切り離し)

#### 伊方町営農支援センター (JAにしうわ営農管理センター内)

J Aにしうわ  
伊方支店

GS  
伊方町役場

町民会館

No.10

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会(伊方町農業支援センター内)

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2

J Aにしうわ伊方支店 営農管理センター内

TEL (0894)38-0311 FAX (0894)38-1063

◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆

瀬戸総合支所地域振興室 TEL (0894)52-0113

三崎総合支所地域振興室 TEL (0894)54-1113

## ● 伊方町農業支援センター役員・スタッフ・業務内容紹介

### 運営協議会役員

役 職	氏 名	所 属
会 長	西本 満俊	J Aにしうわ代表理事理事長
副会長	山下 和彦	伊方町長
阿部 好晴 石崎 照夫 大星 政人 井上 善一 山下 茂 久保田 誠	伊方町農業委員会会长	
	八幡浜地方農業共済組合組合長理事	
	伊方町土地改良区理事長	
	瀬戸町土地改良区理事長	
	三崎町土地改良区理事長	
	愛媛県南予地方局産業経済部 八幡浜支局地域農業室長	



### 職員 スタッフ

役 職	氏 名	所 属
所 長	井上 藤人	J Aにしうわ
室 長	志賀 一重	伊 方 町 役 場
主 任	山内 清秀	伊 方 町 役 場
主 事	渡邊 裕哉	伊 方 町 役 場
事 務 補 助 員	中野 清子	伊 方 町 役 場
営農指導課課長	井上 藤人	J Aにしうわ
営 農 指 導 員	林 正徳	J Aにしうわ
営 農 指 導 員	加藤 智也	J Aにしうわ
生 活 指 導 員	黒田 寛子	J Aにしうわ
営 農 指 導 課	松平 満	J Aにしうわ



### 関連窓口 スタッフ

所属・役職	氏 名	所 属
伊方町農業委員会事務局長	三好 正弘	伊 方 町 役 場
伊方町農業委員会主任	井伊喜美栄	伊 方 町 役 場
瀬戸総合支所地域振興室主任	松本 勇太	伊 方 町 役 場
三崎総合支所地域振興室主任	山田三二美	伊 方 町 役 場
地域農業室担当係長	長谷川進一	愛媛県八幡浜支局
地域農業室専門員	藤田 玉枝	愛媛県八幡浜支局
地域農業室主任	山内 京子	愛媛県八幡浜支局
町見事業所員	久瀬 賀仁	J Aにしうわ
瀬戸出張所員	前田 晋	J Aにしうわ
三崎出張所員	西川 吾一	J Aにしうわ
三崎出張所員	柴田 法行	J Aにしうわ

### 私たちは、こんな業務をしています

●地域営農に関すること (役場)	中山間地域対策事業、農業担い手支援、農業振興対策推進等に関する事。
●地域支援に関すること (役場)	補助事業相談指導、鳥獣害対策に関する事。
●農業委員会に関すること (役場)	農地法に基づく業務、農業経営基盤強化促進法に基づく業務、農業者年金に関する事。
●土地改良区に関する事 (役場)	土地改良区の運営に関する業務、土地改良区事務。
●営農指導課 (JA)	営農指導、補助事業、無料職業紹介、農地流動化、青壯年同志会事務局、女性部事務局、税務指導、農業者年金、労働災害保険、南予用水、伊方町共同防除組合事務局。

## ● 「青年農業者協議会」「認定農業者協議会」総会・役員紹介

伊方町青年農業者協議会は5月14日、平成24年度総会を開き、新年度事業計画を決めました。



浜西 貴陽 会長

井上 恵一朗 副会長



### 平成 25 年度 青年農業者協議会役員

役 職	氏 名	地 域
会 長	浜西 貴陽	二名津
副 会 長	井上恵一郎	九 町
会 計	小西 寿治	二名津
監 事	土居 敏矢	中之浜
監 事	斎藤 博人	三 崎
理 事	菊池 俊明	中之浜
理 事	浅野 貴光	二名津



井上 悅雄 会長

杉山 村夫 副会長

伊方町認定農業者協議会は5月23日、平成24年度総会を開き、新年度事業計画を決めました。



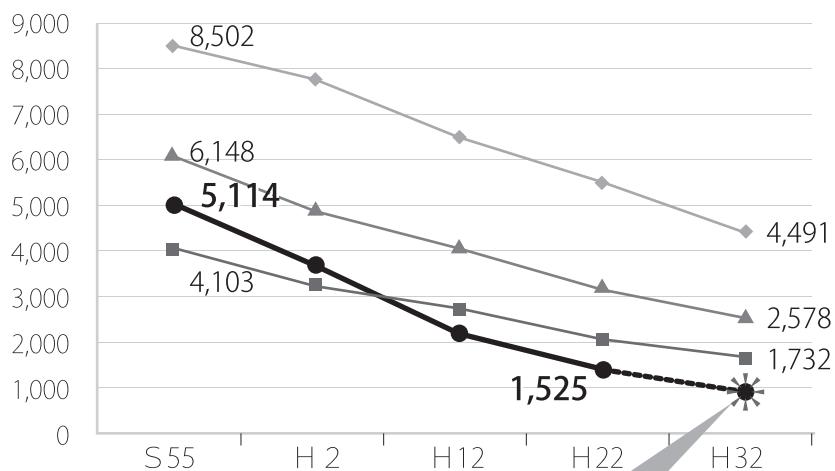
### 平成 25 年度 認定農業者協議会役員

役 職	氏 名	地 域
会 長	井上 悅雄	大 江
副 会 長	杉山 村夫	三 崎
会 計	加藤 安道	川 永 田
監 事	宇都宮幹吾	松
監 事	上甲 覚	中 之 浜
理 事	濱本 清市	大 浜
理 事	福田榮次郎	川 永 田
理 事	森元 修治	九 町
理 事	濱松 究俊	大 久
理 事	谷口 典傳	二 名 津

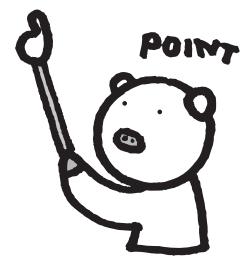
# みんなで取り組もう！ 「人・農地プラン」 産地を維持するために

10年後の  
みなさんの地域  
について考えて  
みましょう！

伊方町の人口は？ 農業を行っている人は？



- ◆ 伊方地域
- ▲ 三崎地域
- 瀬戸地域
- 農業者数(町内全体)



このまま、何もしなければさらに、

- 農業の担い手が急激にいなくなる
- 耕作放棄地が急増
- 地域農業の衰退
- 地域農業が持続できない
- 等々が予測されます。

- ・このままでは、まずい！  
(危機感を共有し早急に対策を打たなければ・・・)
- ・耕作放棄地になる前に対策を決める

いつやるの？

今でしょ!!

## 「人・農地プラン」 をつくりましょう。

- (地域の話し合いで決めることは次のとおり)
- ① 人・農地プランの範囲
  - ② 10年先も、地域の農地を守り農業経営を続けるのは誰か
  - ③ どの農地を、いつだれに預けるか
  - ④ 地域の農業を維持・発展させていくために行う取り組みは？

この計画を進めるためには、農業者のみなさん一人一人の意識改革が不可欠です。地域農業のために何ができるかを考え「率先した農地の貸借」「農地集積」等を推進することにより、産地の維持、農業活性化に結びつけることができます。

\*今年度は、町内各地で「人・農地プラン」の話し合いの場を持つ予定です。地域のみなさんの積極的な参加をお願いします。

## ● 各種補助事業の紹介

### 国の事業

#### ● 果樹経営支援対策事業（基金）【H23～H26】

「改植・高接・廃園・小規模園地整備（園内道・かん水施設・軌道整備等）などに助成」

#### ● 果樹未収益期間支援事業【H23～H26】

「優良品目・品種への改植実施にともなう未収益期間について支援」

#### ● 鳥獣被害防止総合対策事業【H24～H26】

「野生鳥獣被害が深刻化・広域化する中、農家の生産意欲向上に向け、侵入防止柵の整備など被害防止のための総合的な取り組みを支援」

#### ○ 新規就農総合支援事業（青年就農給付金）

「青年の就農意欲の喚起と就農定着を図るため、就農直後（5年以内）の所得を確保するため給付金（年間150万円）を交付」

### 県の事業

#### ● 果樹戦略品種等供給力強化事業【H23～H27】

「県果樹農業振興計画に基づく取り組みの推進のため、国補事業の対象とならない整備をきめ細かく補完し、産地供給力を強化・戦略品種のブランド化促進」

#### ● 鳥獣害防止施設整備事業【H23～H27】

「国の補助事業の採択が困難な地域において、被害防止対策をより効率的に進め生産意欲向上を図る」

### 町単独事業

#### ○ 新規就業者支援対策事業

「新規就業者を一人でも多く確保するため就業経費を支援（支援期間は3年以内）。月額は、5万円または10万円」

#### ○ 新規就業者技術研修事業

「新規就業者向けの技術研修受講者への補助」

#### ○ 後継者結婚祝い金支給事業

「農業後継者の結婚祝い金として1カップル10万円を支給」

#### ○ 高校奨学金返納助成事業

「高校卒業後に県内で就農した者で、高校在学時に奨学金を借り受けていた者へ助成」

#### ○ 就農研修資金償還助成事業

「就農研修資金を借り受け、研修後に県内で就農した認定就農者及び継続研修中の認定就農者へ助成」

### 産業振興促進対策事業

#### ● 「マルチ栽培で使用するタイベック購入支援」

「園内道の新設・改修及び舗装による小規模土地基盤整備の支援」

※この内容は、平成25年6月現在の情報です。その後、支給要件、補助金額等が変更になる場合がありますので、申請時には、再度、要件等のご確認をお願いします。

※平成25年度実施の補助事業は、●印はとりまとめが終了しています。

各種事業の詳細・申し込みは、伊方町産業振興課（農業支援センター）までお問い合わせください。

～ 事業主のみなさん ～

# 労災保険に加入していますか？

みかん採り等の農作業のために雇った人（労働者）が仕事中にケガをしたときには、事業主が治療費を負担し、そのケガのため働けないときは、休業補償を支払うことが義務づけられています。しかし、大きな事故が起きた場合には、充分な補償ができない場合もあります。そこで、労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。

労災保険に加入していれば、労働者が業務中や通勤途中にケガをしたり、業務がもとで病気になったりした際に、治療費等の給付、休業の給付、障害が残った場合の給付、遺族への給付などを労災保険から支払うことができます。

平成 24 年度 西宇和管内の農作業事故報告数 14 件

事故の主な原因	傷病内容
・タイベック・脚立の上での収穫作業中の転倒	骨折 9 件
・雑草や傾斜地で足を滑らせて転倒	打撲 3 件
・枝が折れるなどで木から転落	脱臼 1 件
・倉庫内への搬入・選果作業中の事故	その他 1 件



半数以上の方は、ケガをしたことにより 1 ヶ月以上、入院または通院をされています。



◆保険料は、年間支払賃金の 1.2 %  
 例えば、平成 23 年度に支払った賃金が 50 万円だった場合、  

$$50 \text{ 万円} \times 1.2 \% = 6,000 \text{ 円}$$
加入時に支払う保険料は 6,000 円です。

## 労災保険の補償内容について

### 療養(補償)給付

- 農作業事故によるケガ等を病院等で治療する場合  
必要な治療が無料で受けられます。

### 休業(補償)給付

- 農作業事故によるケガ等の療養のため、労働することができない  
日が4日以上となった場合  
休業4日目以降、休業1日につき平均賃金60%の休業補償と、  
20%の特別支給金合計80%相当額が支給されます。

### 障害(補償)給付

- 農作業事故によるケガが治った後に、所定の障害等級に該当する  
障害が残った場合  
障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

### 遺族(補償)給付

- 農作業事故により死亡した場合  
遺族人数等に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されま  
す。

### 葬 祭 料 葬 祭 料 給 付

- 農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合  
給付基礎日額に応じた額が支給されます。

### 傷 病 補 償 年 金 傷 病 年 金

- 農作業事故によるケガ等が療養開始後1年半を経過した日に治って  
おらず、ケガ等による障害の程度が傷病等級に該当する場合  
障害の程度に応じた額が支給されます。



◆一定の要件を満たしていれば、事業主・家族従事者の方も労災保険  
に加入することができます。詳しくはお問い合わせください。

#### お申込み・お問合せ

伊方町農業支援センター・JA西宇和町見事業所・JA西宇和  
瀬戸出張所・JA西宇和三崎出張所の各担当者へお願いします。

# 安心が大きくなる 国が支える 担い手 積立年金

[愛称]

## ～若い農業者の皆さんへ、 保険料の国庫補助で老後の安心を！～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。



農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。毎月の保険料が少なくても長い間納めると多くの年金の受給が期待できます。つまり、若い時から加入すれば、月々の負担が少なくとも豊かな老後生活に備えることができます。



保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、保険料の国庫補助が受けられます。

- ☆ 政策支援を受けるためには、農業者年金への加入要件に加え、
    - ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること
    - ② 農業所得が900万円以下
    - ③ 認定農業者で青色申告者等
- (右の表の必要な要件) → を満たすことが必要です。

※1 農業者年金への加入要件は①国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満、となっています。

※2 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。

※3 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

### ☆ 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し經營に参画している配偶者または後継者(左※3)	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(左※3)	6,000 円 (3割)	—

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。早い加入が有利です！

#### ☆ 政策支援を受けられる期間は

- ① 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ② 35歳以上であれば10年以内
- ③ ①と②の期間を合わせて20年以内

となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(2万円~6万7千円の間で千円単位で加入者が自由に選べ、変更も自由です。)を納めることになります。

※ 政策支援を受けている間の保険料は月額2万円に固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

※ 国庫補助分の年金(特例付加年金)を受け取るためには、經營継承が必要です。

#### ◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間	通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
		保険料本人負担分額	農業者老齢年金支給額	保険料本人負担分額	支給額計	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960 万円	66万円	744 万円	67万円	49万円
		女性		57万円		57万円	43万円
30歳	30年	男性	720 万円	46万円	588 万円	47万円	37万円
		女性		40万円		40万円	32万円
35歳	25年	男性	600 万円	38万円	528 万円	38万円	33万円
		女性		32万円		33万円	28万円

(注) この試算は、65歳までの運用利回りが1.35%、65歳以降の予定期率が1.35%となった場合の試算です。  
通常加入は保険料月額2万円の試算です。政策支援加入は保険料月額2万円で加入し、政策支援適用期間はもっとも有利な国庫助成額を受け、政策支援の適用期間終了後は保険料月額2万円で通常加入とした試算です。  
運用利回り1.35%は制度差足以降の10年間の運用利回りの平均です。  
予定期率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

# 農作業 収穫・草刈・防風垣・剪定などの お手伝いさん募集！！



農作業のお手伝いさん（登録支援者）を募集しています。

農作業で人手が必要になった時、少しの時間でもお手伝いして頂けませんか？

「土日だけ、または半日・短時間なら・・・」という方も大歓迎です。農家・非農家も問いません。  
「美味しいミカン作りの手伝いをしてみたい」「何かの役に立ちたい」「無理のない範囲で体を動かす仕事がしたい」・・・こんなお気持ちをお持ちの方は、ぜひ「登録支援者」になってください。  
登録ご希望の方は、本誌11ページの「求職申込書」に記入し提出してください。

## 【申し込み・問い合わせ】

J Aにしうわ伊方支店 無料職業紹介所（伊方町農業支援センター内）  
TEL 38-0311 FAX 38-1063 （担当：井上・林）

## 農作業委託料金表（平成25年度版）

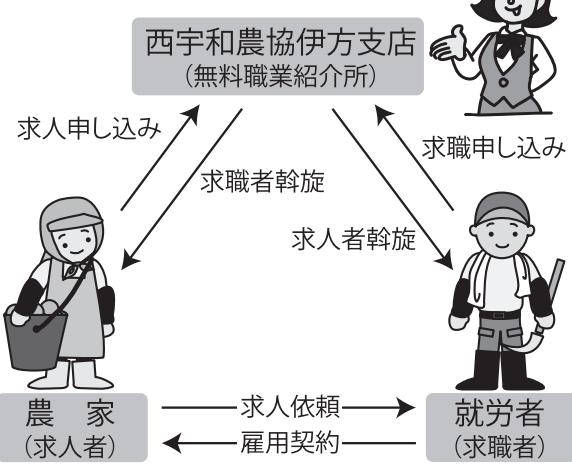
### 【雇用賃金】

作業分類	作業内容	時間単価
普通労働	摘果	800円～
	収穫	
	選果	
	サンテ・袋掛け	
	除草剤散布	
	高接ぎ補助	
	苗植	
	施肥	
	防護柵(電気)	
重労働	芋掘り	1,000円～
	マルチ敷き・はぎ	
	防護柵(鉄柵)	
	草刈り	
	運搬	
	防風垣の剪定	
	防除	
	伐採	
特殊技術労働	高接ぎ	1,500円～
	剪定	
	雑石積	

### 【農機具等使用料】

機械等の種類	支援者の機械・器具を使用した場合
刈払機・草刈機・除草剤散布機・トラック・動力噴霧器・チェンソーなど、燃料が必要な農機具	燃料代金等の実費を支払う

### 【事務フロー】



（注）表の単価は基準単価です。求人者・求職者の個別交渉で料金を決定して下さい。

# 熱中症に ご注意を !!

農作業中の熱中症による事故が発生しています。今年も暑い夏が予想されています。寝不足や体調不良も熱中症になりやすい要因です。体調管理に気をつけ、無理のない作業計画をたてましょう。



日中の暑い時間帯の作業をさけましょう。



帽子を着用し、風のとある服装を心がけましょう。



水分と塩分をこめまにとりましょう。

# ダニ媒介感染症 にご注意 !!

## 【感染経路】

SFTSウイルスを保有するマダニに咬まれることで感染します。

※マダニは主に森林や草地等の屋外に生息する大型のダニ(吸血前で3~4m)です。

## 【主な症状】

潜伏期間はウイルスを保有するマダニに咬まれてから6日~2週間で、主な症状は、発熱と消化器症状(嘔吐、下痢、腹痛など)です。重症化し、死亡することもあります。

## 《予防のポイント》

マダニに咬まれないことが重要です。春から秋は特にマダニの活動が活発です。農作業等でマダニが多く生息しそうな場所に入る時は、次のことについて注意して下さい。

- ◆肌は出来るだけ出さないよう、長袖、長ズボン、手袋、足を完全に覆う靴等を着用する。
  - ◆肌が出る部分には、人用防虫スプレーを噴霧する。
  - ◆付着したマダニを発見しやすい、明るい色の衣服を着用する。
  - ◆地面に直接寝転んだり、腰を下ろしたりしないよう敷物を敷く。
  - ◆家の外で服や体をはたき、マダニにかまれていないか確認する。すぐに入浴し体をよく洗って、新しい服に着替える。
  - ◆吸血中のマダニを見つけた時は、つぶしたり無理に引き抜こうとせず、できるだけ病院で処理してもらう。
- ☆野山などに出かけた後、発熱などの症状が出た場合は、速やかに医療機関を受診して下さい。

# NEW FACE ニューフェイス 伊方町の新規就農者を紹介 !!



## 自分の性格は?

明るく元気で、常にポジティブ。

## 就農のきっかけは?

以前から就農予定でしたが、お嫁さんを探すのに手間取ってしまい、平成24年就農となりました。

## 農業に対するイメージは?

重労働できついイメージですが、しばられずに自分の自由に仕事が出来るのが最高です。

## 今後の目標は?

子供を沢山つくり、仕事をいっぱいして、三崎の農業を盛り上げます。

## 伊方町に望むことは?

これから若い農業経営者・就農者は減少します。また、地元の人が後継者として就農する人も減少しています。その為これからは、1ターンといった地元の人ではなく、外の人を呼び込んで行くしか、農業経営者を増やす方法は他にはありません。その為に、そういった1ターン・2ターンの新規就農者に対するサポート制度、支援、補助制度の確立をお願いいたします。

はまにし たかやす  
**浜西 貴陽**さん 平成24年4月就農  
伊方町二名津426番地  
昭和54年11月23日生まれ

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

# 求 職 申 込 書

申請年月日	平成 年 月 日		※受付年月日		平成 年 月 日	
※受付者氏名			※受付番号		第 号	
ふりがな <u>求職者氏名</u>	(印)			性 別	男・女	
住 所	伊方町					
生年月日	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )					
連絡先	TEL 携帯TEL					
運転免許	有( )・無	通勤方法	自動車・バイク・その他			
農作業経験	有る・少々有る・無い (専業農家・兼業農家・非農家)					
作業内容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可) ◎印は、体力のいる仕事です。					
	作業項目	経験の有無	希望する作業	作業項目	経験の有無	希望する作業
	果樹の剪定			マルチ敷き、はぎ		
	◎防風垣の剪定			摘 果		
	◎草刈り			収 穫		
	◎除草剤散布			◎運 搬		
	高接ぎ(技術職)			選 別		
	高接ぎ(補助)			◎伐 採		
	苗植え			袋掛け		
	◎芋掘り			◎雑石積		
	施 肥			◎防護柵(電気)設置		
	防 除			◎防護柵(鉄柵)設置		
就労可能期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで					
就労可能時間	午前中のみ・午後のみ・終 日 時から 時まで					
就労可能地域	伊方町内全域・伊方地域・瀬戸地域・三崎地域					
その他条件	紹介所登録期間 平成 年 月まで登録します。					

(注) すべての項目に記入又は○印をして下さい。なお、※印欄は記入不要です。

西宇和農業協同組合 伊方支店営農管理センター 無料職業紹介所 様

# 求人申込書

申請年月日	平成 年 月 日	※受付年月日	平成 年 月 日	
※受付者氏名		※受付番号	第 号	
ふりがな <u>求人</u> 者氏名	(印)		年 齢 歳	
住 所	伊方町			
連絡先	TEL	携帯TEL		
作業内容	希望する作業に○印をつけて下さい。(複数可)			
	作業項目	希望する作業	作業項目	希望する作業
	果樹の剪定		マルチ敷き、はぎ	
	防風垣の剪定		摘果	
	草刈り		収穫	
	除草剤散布		運搬	
	高接ぎ(技術職)		選別	
	高接ぎ(補助)		伐採	
	苗植え		袋掛け	
	芋掘り		雑石積	
	施肥		防護柵(電気)設置	
	防除		防護柵(鉄柵)設置	
就労場所	伊方地域・瀬戸地域・三崎地域			
求人數	人			
雇用予定期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日まで	
就業時間	午前 時 分	～	午後 時 分	
休日	土曜日・日曜日・雨天			
その他条件	賃金=_____円／時間 交通費=_____円／1日 賃金支払サイト=毎日・まとめて 支払方法=現金・口座振込み 賃金支払日=10日・20日・月末 労災保険加入=有・無			

(注) 該当する内容に○印又は記入をして下さい。なお、※印欄については、記入不要です。